

議案第 2 1 号

羽生市介護保険条例の一部を改正する条例

羽生市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保険料率)</p> <p>第 6 条 <u>平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における</u>保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>3 2, 0 0 0 円</u></p> <p>(2) 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>4 4, 8 0 0 円</u></p> <p>(3) 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>4 8, 0 0 0 円</u></p> <p>(4) 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>5 7, 7 0 0 円</u></p> <p>(5) 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>6 4, 1 0 0 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7 6, 9 0 0 円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第 6 条 <u>平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における</u>保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、<u>それぞれ当該各号に定める</u>額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 9 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>2 8, 3 0 0 円</u></p> <p>(2) 令第 3 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>3 9, 6 0 0 円</u></p> <p>(3) 令第 3 9 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>4 2, 4 0 0 円</u></p> <p>(4) 令第 3 9 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>5 0, 9 0 0 円</u></p> <p>(5) 令第 3 9 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>5 6, 6 0 0 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>6 7, 9 0 0 円</u></p>

ア 前年の合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。））が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(7) 次のいずれかに該当する者
83,300円

ア・イ（略）

(8) 次のいずれかに該当する者
96,100円

ア・イ（略）

(9) 次のいずれかに該当する者
109,000円

ア・イ（略）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 112,200円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,800円とする。

第13条の3 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規

ア 前年の合計所得金額が120万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ（略）

(7) 次のいずれかに該当する者
73,500円

ア・イ（略）

(8) 次のいずれかに該当する者
84,900円

ア・イ（略）

(9) 次のいずれかに該当する者
96,200円

ア・イ（略）

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 99,000円

2 所得の少ない法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,400円とする。

第13条の3 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)とする。

第25条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第25条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽生市介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成30年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

